障害年金の診断書(精神の障害)を作成される 医師の皆さまへ

平成25年6月1日から 国民年金・厚生年金保険の診断書 「精神の障害用 (様式第120号の4) 」の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「高次脳機能障害(精神の障害)」について の認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更します。

> 平成25年5月1日以降に変更後の様式を配布し、 6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

[変更点]

「障害の状態(現在の病状又は状態像)」の欄を整理し、新たに **高次脳機能障害の項目を追加**しました。

※失語については、この診断書ではなく、言語機能の障害用(様式第120号の2) の診断書に記載することになっていますので、ご注意ください。

> ★ 変更後の様式の診断書を作成される際には、 『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

※ 不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。



